

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

令和7年度第2回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。(2026/03/17)

被疑者等支援業務に関わる他機関との連携ネットワークの構築及び継続のため、当県では保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。令和8年3月17日に、令和7年度第2回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

【被疑者等支援業務とは】

「被疑者等支援業務」は、犯罪をして逮捕され身柄を拘束されたが起訴されなかった方や、裁判にかけられたが罰金刑や執行猶予で釈放された方で、保護観察所に更生緊急保護を申し出る方のうち、定着支援センターの支援対象となる高齢者(概ね65歳以上)や障がい者で、帰るあてや頼る人がなく、地域社会で安心して暮らすためには福祉サービスの受給が必要であり、定着支援センターの支援を受けたいと希望している方の支援を、身柄拘束された被疑者・被告人段階のうちから開始するものです。刑務所には入りませんが、定着支援センターの支援内容に変わりはありません。



また、被疑者等支援業務の要件には当てはまらなくとも、被疑者・被告人段階の方の支援については、検察庁や保護観察所からの問い合わせや相談をうけて、相談支援のうちの「入口支援」として対応をしています。

【会議内容】

今回の会議では、令和7年度2月までの当県及び北海道・東北ブロック他道県の被疑者等支援業務の実施状況と、課題を紹介し、勾留中から釈放後にかけて短期間で調整する必要があり、時間的制約の中で関係機関が連携して対応している実情が報告されました。

続いて、本年度の新規ケースの事例を紹介しました。県外で逮捕・勾留された後に県内に帰住するケースや、医療・依存症・経済問題が重複など、支援の密度が高い事例が増えていることが共有され、いずれの事例においても、「勾留期間が短く、支援判断や調整に十分な時間が取れない」、「医療・福祉・住居・経済面の課題が重複している」、「釈放後の支援の方が長期に及ぶ」、といった共通の課題が示されました。

【質疑応答・意見交換】

出席者からも、「処分の見込みが不確定な段階では、関係機関への働きかけが難しい」、「一部機関や個人に負担が集中する」といった問題提起がありました。これに対し事務局からは、定着支援センターでは被疑者等支援業務に加え、相談支援(入口支援)として関われる場合があること、早期の情報共有

で、より調整がしやすくなることを説明しました。

また、「どこに相談すればよいのか分からない状態を避けたい」という意見が出され、連絡・相談ルートを分かりやすく示すことの重要性が共有されました。

さらに、再犯防止については、特定の機関が保証するものではなく、関係機関が役割分担しながら関わる必要があること、社会全体で支えていく視点が必要であることが確認されました。

【まとめ】

本会議を通じ、被疑者等支援業務においては、「早期の情報共有」、「各機関の役割の整理」、「一部の機関や個人に負担が集中しない支援体制」が重要であることが改めて確認されました。

今後も、本ネットワーク会議を活用し、実務上の課題や事例を共有しながら、関係機関が協働して支援体制の充実を図っていくこととし、会議を終了しました。

(被疑者等支援業務の流れ)

